

市職員の給与などを公表

人事行政の運営の公平性と透明性を高めるため、地方公務員法第58条の2と狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、職員の給与や職員数、その他人事行政の状況についてお知らせします。

1 職員の給与の状況

●人件費(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (H23.3.31現在)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	21年度の 人件費率
平成 22年度	154,946人	44,633,917千円	3,196,564千円	10,101,245千円	22.6%	19.8%

実質収支とは歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額で、人件費率とは歳出額に占める人件費の割合です

●職員給与費(普通会計決算)

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
平成 22年度	1,000人	4,237,323千円	1,095,569千円	1,649,353千円	6,982,245千円	6,982千円

職員手当には、退職手当を含みません。職員数は、平成23年4月1日の人数です

●ラスパイレス指数

区分	一般行政職	技能労務職
平成21年度	100.0	125.9
平成22年度	100.4	126.3

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です

●職員の経験年数・学歴別平均給料月額(平成23年4月1日現在)

区分	経験年数			
	10年	15年	20年	
一般行政職	大学卒	276,150円	312,840円	362,570円
	高校卒	-	286,500円	332,900円

経験年数は、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数です

●職員の初任給(平成23年4月1日現在)

区分	狭山市	国
一般行政職		
大学卒	178,800円	172,200円
高校卒	149,800円	140,100円

●職員の平均年齢・平均給料月額(平成23年4月1日現在)

一般行政職		技能労務職	
平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額
46.3歳	365,000円	50.9歳	361,300円

●一般行政職の級別職員数

(平成23年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務	主事補 技師補	主事 技師	主任	主査	主幹	課長	次長 参事	部長	-
職員数	29人	38人	101人	202人	133人	64人	10人	10人	587人
構成比	4.9%	6.5%	17.2%	34.4%	22.7%	10.9%	1.7%	1.7%	100.0%

職員数は、狭山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。税務職、福祉職、教育公務員、消防職、技能労務職、企業職は除かれています

●職員手当の状況(1)

(平成23年4月1日現在)

区 分	内 容	平成22年度	
		年間支給 総額	1人当たり 支給年額
地域手当	給料、扶養手当、管理職手当の総額の10%	405,557千円	405,557円
特殊勤務手当	特殊、不快、著しく危険等の業務に従事する職員に対して支給 税務事務手当、社会福祉業務手当ほか15種類	16,462千円	16,462円
扶養手当	配偶者13,000円 配偶者以外6,500円(配偶者がいない場合の1人目11,000円) 満16歳の年度始めから22歳の年度末までの子に5,000円加算	135,804千円	257,205円
住居手当	借家等居住者...家賃に応じて支給(最高27,000円) 持ち家居住者...5,000円	60,860千円	102,114円
通勤手当	電車等利用者...運賃相当額(最高55,000円) 車等利用者...通勤距離に応じた額(2,000円~22,900円)	62,361千円	74,505円
管理職手当	給料の7%~15%	133,432千円	446,261円
時間外勤務手当	正規の勤務時間以外に勤務したときに支給(管理職を除く)	233,177千円	332,635円

●職員手当の状況(2)

期末手当 勤勉手当	1人当たり平均支給額(平成22年度)1,658千円 (平成22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45月分(0.65月分) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置(5~20%)あり	平成22年度の支給割合は国と同じ。 ()内は、再任用職員に係る支給割合です
	退職手当 (平成23年4月1日現在) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分	

●職員の給料級別平均年収額(全会計)

区 分	級	平均年収額
平成22年度	1級	3,588,185円
	2級	4,483,713円
	3級	6,040,017円
	4級	7,579,467円
	5級	8,257,355円
	6級	9,095,924円
	7級	9,946,896円
	8級	10,231,008円

育児休業者と年度途中の退職者を除く

●再任用職員の職種別平均年収額(全会計)

区 分	職 種	平均年収額
平成22年度	事務職	2,409,254円
	技能労務職	2,183,102円

年度途中の退職者を除く

●特別職等の報酬など(2)

(平成23年4月1日現在)

区 分	手当の支給内容など	
期末手当	市長、副市長、教育長	年間3.95月分
	議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、議員	年間3.95月分
退職手当	算定方式 市長...給料月額(円)×在職月数×0.4025 副市長...給料月額(円)×在職月数×0.2415 教育長...給料月額(円)×在職月数×0.2300 1期の手当額 市長...18,740,400円 副市長...9,447,480円 教育長...8,280,000円	

退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額と支給率に基づき、1期(4年間=48月)勤めた場合の退職手当の見込額です

●特別職等の報酬など(1)(平成23年4月1日現在)

区 分	給料月額など	
給 料	市 長	970,000円
	副 市 長	815,000円
	教 育 長	750,000円
報 酬	議 長	510,000円
	副 議 長	460,000円
	常任委員長	450,000円
	議会運営委員長	450,000円
	議 員	440,000円

期末・勤勉手当の削減措置

市長などの期末手当を平成18年4月1日から23年3月31日までの間、市長50%、副市長30%、教育長30%削減しました。